

# 藤沢市ふれあい実行委員会規約

## 藤沢市ふれあい実行委員会規約

### (目的と名称)

第1条 市内の障がい者及びボランティア等が一同に会し、ふれあいの場を広げると共に、市民の理解を深めるための事業を行うため、ふれあい実行委員会を置く。

### (委員)

第2条 実行委員会は、次により推薦された者をもって構成する。

- |                   |    |                 |    |
|-------------------|----|-----------------|----|
| ①藤沢市身体障害者連合会      | 4名 | ⑧筆記通訳サークルふじさわ   | 2名 |
| ②藤沢育成会手をつなぐ親の会    | 4名 | ⑨藤沢市録音奉仕会       | 4名 |
| ③藤沢市自閉症児者親の会      | 2名 | ⑩藤沢市点訳奉仕会       | 3名 |
| ④藤沢市肢体不自由児(者)父母の会 | 2名 | ⑪藤沢市障害者地域作業所連絡会 | 3名 |
| ⑤(社福)マロニエ会        | 1名 | ⑫藤沢市民生委員児童委員協議会 | 3名 |
| ⑥藤沢ひまわり会          | 4名 | ⑬(社福)光友会        | 4名 |
| ⑦藤沢市手話サークル連絡協議会   | 3名 | ⑭(社福)ひばり        | 2名 |

### (役員等)

第3条 実行委員会に次の役員を置く。

- ①委員長 1名
- ②副委員長 1名

2. 委員長、副委員長は委員の互選によって定める。

### (委員長の職務)

第4条 委員長は委員会を代表し、委員会を招集し、会議の議長となる。

### (副委員長の職務)

第5条 副委員長は委員長が欠けた時、その職務を行う。

### (会議)

第6条 会議は第2条に掲げる団体数の過半数の出席がなければ開けない。議決は出席者の多数決とし、可否同数の時は議長がこれを決する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は1年とする。但し再選は妨げない。

(経費)

第8条 実行委員会の事業経費は、市の委託並びにその他の収入をもってこれに充てる。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務を処理するために事務局を置き、社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会ふれあいセンター職員をこれに充てる。

(雑則)

第10条 この規約に定めない事項については、必要のつど実行委員会で協議してこれを定める。

付則 この規約は平成4年4月1日から施行する。

付則 この規約は平成12年4月1日から施行する。

付則 この規約は平成19年4月1日から施行する。

付則 この規約は平成23年4月1日から施行する。

ふれあい実行委員会構成団体

障害者団体	藤沢市身体障害者連合会
	藤沢育成会手をつなぐ親の会
	藤沢市肢体不自由児（者）父母の会
	藤沢市自閉症児者親の会
	藤沢ひまわり会
	（社福）マロニエ会
	（社福）光友会
	（社福）ひばり
ボランティア 団体	藤沢市録音奉仕会
	藤沢市点訳奉仕会
	藤沢市手話サークル連絡協議会
	筆記通訳サークルふじさわ
民生委員	藤沢市民生委員児童委員協議会
地域作業所	藤沢市障害者地域作業所連絡会

## ふれあい実行委員会役員選出方法について

実行委員会に次の役員をおく。

1. 委員長 1名          2. 副委員長 1名

委員長・副委員長の選出は原則として、次の順番によって1年ごとに選出する。

(上から順番に委員長・副委員長。次年度は、副委員長を選出した団体から委員長、次の団体から副委員長を選出し、以下これを繰り返す。)

1	藤沢市身体障害者連合会
2	藤沢市手話サークル連絡協議会
3	藤沢育成会手をつなぐ親の会
4	藤沢市自閉症児者親の会
5	藤沢市肢体不自由児（者）父母の会
6	藤沢ひまわり会
7	藤沢市録音奉仕会
8	藤沢市点訳奉仕会
9	(社福) マロニエ会
10	(社福) 光友会
11	(社福) ひばり